

城陽市地域公共交通活性化協議会分科会規程（案）

令和8年4月〇〇日制定

（趣旨）

第1条 この分科会は、城陽市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき協議事項等に関して専門的な調査及び検討を行うものである。

（組織）

第2条 分科会を構成する委員は（以下、「分科会員」という。）、協議会の会長が指名する。

（会長）

第3条 分科会は、分科会長1人を置く。

- 2 分科会長は、分科会員の中から、これを互選により選任する。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会長を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。

（会議の運営等）

第4条 分科会は、分科会長が招集する。分科会の運営については、規約第8条第2項から第8項を準用するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年（2026年）4月〇〇日から施行する。